

災害復旧工事に係る入札公告の表記について

1 「予定工期」について

翌年度への繰越を予定している案件で、予算の繰越議決後又は予算の手続き後、記載してある日まで工期を変更する予定のものです。

2 工事着手日選択型契約方式適用案件の「工事着手期限日」について

受注者が、4月1日以降の日付で工事着手日を通知する場合は、予算の繰越議決後又は予算の手続き後に締結する工期変更に係る建設工事変更契約書において、工事着手日通知書により通知した日を工事着手日として変更します。

※1，2とも予算の繰越議決後又は予算の手続き後に落札決定する場合は、記載してある工期及び受注者が工事着手日通知書により通知した工事着手日で契約締結します。